

IASB作業計画（2009年11月6日時点）（仮訳）

参考資料1-2

以下のタイムテーブルは、文書の公表日についての、現在の最善の予測である。発効日の設定の際に当審議会はすべての関連する要因を検討するが、改訂版及び新基準の発効日は通常公表日の6-18ヵ月後である。適切な状況では、新基準の早期適用が認められる。

IASBは、作業計画が2010年及び2011年にいくつかのプロジェクトの完成を予定していることを認識している。IASBは、IFRSを適用する企業が整然と新しい要求に移行できることを助けるため、発効日をずらすことを考える予定である。

また、IASBは、結論に至る前に関係者との協議を含む確立されたデュー・プロセスと首尾一貫した方法でこれらの作業を行っていく必要性を認識している。そのため、完成の日程はプロジェクトの進展を通じて受領するインプットによって変更される可能性がある。

金融危機関連プロジェクト									
	2009	2010	2010	2010	2010	2011	2011	IASB-FASBの協力	
	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	H1	H2+	MoU 注1	共同 注2
連結				IFRS				✓	✓
認識の中止				IFRS				✓	✓
公正価値測定ガイダンス	RT			IFRS				✓	
金融商品（IAS第39号の置換え）									
保有区分及び測定	IFRS							✓	✓
減損 (ED、コメント期限2010年6月30日)					IFRS			✓	✓
ヘッジ		ED		IFRS				✓	✓

覚書 (MOU) プロジェクト									
	2009	2010	2010	2010	2010	2011	2011	IASB-FASBの協力	
	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	H1	H2+	MoU 注1	共同 注2
財務諸表の表示									
非継続事業		IFRS						✓	✓
包括利益計算書		ED		IFRS				✓	✓
IAS第1号及びIAS第7号の置換え			ED			IFRS		✓	✓
資本の特徴を有する金融商品			ED			IFRS		✓	✓
法人所得税（注3）								✓	✓
ジョイント・ベンチャー		IFRS						✓	
リース			ED			IFRS		✓	✓
退職後給付（年金を含む）		ED				IFRS		✓	
収益認識			ED			IFRS		✓	✓

その他のプロジェクト									
	2009	2010	2010	2010	2010	2011	2011	IASB-FASBの協力	
	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4	H1	H2+	MoU 注1	共同 注2
年次改善2008-2010 (ED、コメント期限2009年11月24日)			IFRS						
年次改善2009-2011				ED		IFRS			
排出権取引			ED			IFRS			✓
IFRIC第14号修正	IFRS								
保険契約			ED			IFRS			✓
負債（IAS第37号修正）	ED			IFRS					
経営者による説明 (ED、コメント期限2010年3月1日)				CG					
料金規制事業 (ED、コメント期限2009年11月20日)			IFRS						
解雇給付（IAS第19号修正）	IFRS								

概念フレームワーク									
	2009 Q4	2010 Q1	2010 Q2	2010 Q3	2010 Q4	2011 H1	2011 H2+	IASB-FASBの協力	
	Final chapter							MoU 注1	共同 注2
フェーズA: 目的及び質的特性	Final chapter								✓
フェーズB: 構成要素、認識					DP		ED		✓
フェーズC: 測定		DP				ED	Final chapter		✓
フェーズD: 報告企業	ED				Final chapter				✓

IASBとFASBは、プロジェクトの個々のフェーズが完了次第、その概念フレームワークの各章を改訂する。フェーズEからH、「表示及び開示」、「目的(purpose)及び地位」、「非営利企業に対する適用」及び「残りの論点」は開始されていない。

注:

- このプロジェクトは、IASBとFASBが基準設定のコンバージェンスを示すために達成することを合意したマイルストーンが示されている覚書(MOU)の一環である。
- プロジェクトは、IASBとの共同プロジェクトとして行われている。「ジョイント・ベンチャー」及び「退職後給付」は、IASBでは取り組んでいないものの、いずれの場合も、IASBは関連するIFRSを改善することをコミットしている。
- 2009年10月の合同会議において、IASBとFASBは、2009年前半にIASBが公開した**法人所得税**改訂基準の提案に対してIASBが受領したコメントの要約を検討した。両審議会は、将来いつか、法人所得税の会計を根本的な見直しに着手することを検討することを示唆した。その間に、IASBスタッフは、11月のIASB会議において、IASBがどのように本公開草案の提案を進めるべきかについての選択肢を提示することを予定している。本プロジェクトを、現在の形式で進める可能性は低い。

略語について:

AD	アジェンダ決定 (当該トピックのアクティブ・アジェンダへの追加)
CG	ガイダンスの完成
DP	ディスカッション・ペーパー
ED	公開草案
IFRS	国際財務報告基準
RT	円卓会議
TBD	未定

リサーチ及びその他プロジェクト
共通支配下の取引 は、2007年12月にアジェンダに追加された。金融危機に関連するプロジェクトで作業中のスタッフが、可能になった際に、作業が開始される。
2009年10月に、独立の一連の作業として 負債の測定における信用リスク についての作業を停止し、現時点で信用リスクについて一般的な結論に到達はしないが、その代わり概念フレームワークの測定プロジェクトのトピックに包含することを決定した。当審議会は、他のトピックにおいて負債の測定を検討する際に、本トピックに対して受領したインプットの検討も行う。
2009年4月に、当審議会は、 IAS第33号「一株当たり利益」 修正案に関連して受領したコメントを検討した。他の優先度を考慮して、当審議会は2010年まで本プロジェクトを議論することを予定していない。
採掘産業 に関するディスカッション・ペーパーは、オーストラリア、カナダ、ノルウェー及び南アフリカの設定主体の代表者によりIASBのために作成されている。本ディスカッション・ペーパーは、2009年8月にIASBのウェブサイトから入手可能となった。当審議会は、見解の募集を2010年第1四半期に公表する。
政府補助金 プロジェクトに関する作業は、収益認識、関連当事者及び排出権取引プロジェクトの進捗を待つ間、延期される。
2007年12月、IASBは、 無形資産 プロジェクトをアクティブ・アジェンダに追加しないことを決定した。各国基準設定主体(NSS)は、可能性のある将来のプロジェクトのためにリサーチを実施している。オーストラリア会計基準審議会(AASB)は、ディスカッション・ペーパー「内部創設無形資産の当初の会計」を公表した。

最近完了したプロジェクト

関連当事者開示 改訂IAS第24号「関連当事者についての開示」は、2009年11月に公表された。本改訂基準は、2011年1月1日以後開始事業年度から発効する。早期適用は認められる。

2009年10月に、当審議会は、2009年8月に公表した公開草案「従業員給付の割引率」(IAS第19号修正)に対する回答を議論した。その回答は、本修正案が予想されていたよりもより複雑な論点を発生させることを指摘した。当審議会は、したがって、根本的な見直しに関連してのみ測定論点を取り扱うという当初の計画を守ることを決定した。したがって、当審議会は、本修正を進めないことを決定した。

株主割当て発行された新株予約権の分類 「株主割当て発行された新株引受権の分類」(IAS第32号の修正)が2009年10月に公表。企業は、本修正を2010年2月1日以後開始事業年度から適用することが求められる。早期適用は認められる。

中小企業のためのIFRS IFRSを2009年7月に公表。

IFRSの初度適用(IFRS第1号)：追加の免除規定 IFRSを2009年7月に公表。

株式報酬：グループ企業による現金決済型の株式報酬取引(IFRS第2号とIFRIC第11号) IFRSを2009年6月に公表。

年次改善2007-2009 IFRSを2009年4月に公表。

組込デリバティブ(IFRS第39号/IFRIC第9号) 修正が2009年2月に公表され、2009年6月30日以後終了事業年度から適用。

金融商品：開示の強化 修正が2009年2月に公表され、2009年1月1日以後開始事業年度から適用。

負債性商品への投資 受け取ったコメントを踏まえ、当審議会は本改訂を進めないことを決定した。当審議会は、IAS第39号のより広範な検討の一環として、減損を検討することを決定した。

公正価値測定及び金融商品の減損(FASBスタッフ意見書一見解の募集) 受け取ったコメントを踏まえ、当審議会は、IAS第39号のより広範で、かつ緊急の検討の一環として、減損を検討することを決定した。